

# 事務所通信

アークグロー・パートナーズ税理士法人

2022.2 Vol.10



## \* 暦の上では春になりました \*

こんにちは(\*^^\*)

まだまだ寒い日が続きますが2月に入り、暦の上では春を迎えました。

今年は例年より雪が多く、お疲れの方も多と思います。重ねてコロナウイルス変異株“オミクロン株”が大流行し、気の抜けない2022年となっておりますが、体調等崩されませんよう、どうかご自愛くださいませ。

さて、2022年の立春は2月4日(金)です。立春(りっしゅん)は、二十四節気において春の始まりとされる日です。現代の日本では、国立天文台の観測によって、「太陽黄経が315度になった瞬間が属する日」を立春としています。

2021年の立春の瞬間は、2月3日23時59分。

36年間ずっと2月4日だったのですが「1分差」で2月3日でした。



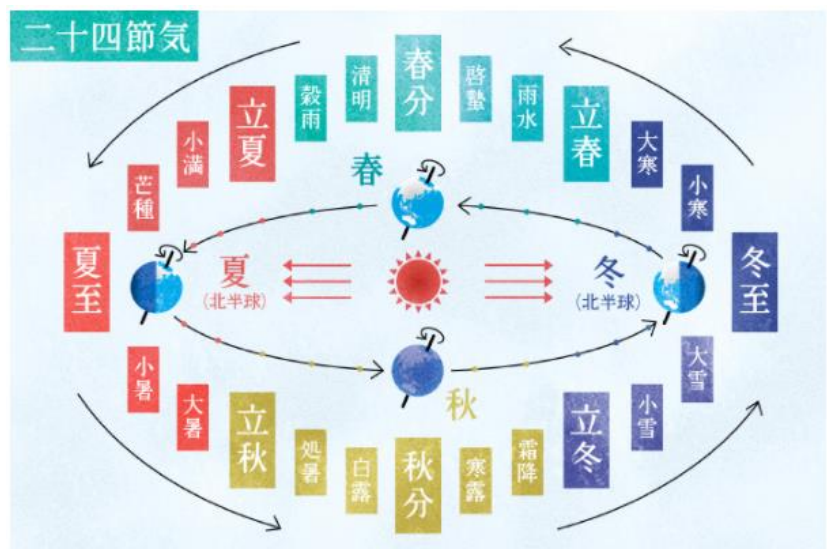
二十四節気は紀元前の中国で生まれた、太陽の動きに基づいた“こよみ”です。1年を4つの季節に分け、さらにそれぞれの季節を6つに分割しています。4×6=24なので、二十四節気…ということですね。

四季の最初が、立春、立夏、立秋、立冬。  
この4つは「四立(しりゅう)」と呼ばれています。

そして、その四立の前日には「節分」があります。

現代の私たちにとって、「節分」は2月の行事ですが、本来は年4回あり、「季節の分け目」の日という意味だそうです。

旧暦では春から1年が始まるとされていたので、「立春」の前日である「春の節分」が大切とされ、今では「春の節分」=「節分」という認識が広まったそうです。



2022年の節分は2月3日(木)。方角(恵方)は、「北北西やや北」です。

「恵方を向いて丸かじりして無言で食べ切れば、願いがかなう」と言われる恵方巻き。縁を切ることなく、商売繁盛の運を一気にいただく縁起物。今年も一年、心身ともに健康でありますように(\*^^\*)\*\*

## ◇申告書の提出期限

提出月	2月	3月	4月
確定申告	12月決算	1月決算	2月決算
予定申告(年1回) 消費税(年3回)	6月決算 3月、6月、9月決算	7月決算 4月、7月、10月決算	8月決算 5月、8月、11月決算

## コロナ関連助成金等一覧

※2022.2.1(火)現在の情報です。

現在申請の出来るコロナ関連助成金等を一覧にしております。

コロナ関連の助成金等は期限の延長や対象業種の拡大など時間の経過により申請要件等内容が変更されることがあります。

申請できるかのご判断や、詳細、Q&Aに関してはお客様ご自身でホームページなどをご確認ください。なお、申請に必要な会計帳簿等がございましたら担当者までご連絡下さい。

お客様ご自身で申請が難しい場合は申請を代行いたしますのでご連絡ください。

ただし、助成金ごとに添付書類や記載事項が異なり、申請が複雑なため申請先から訂正や追加書類に関する連絡が入ることがあります。弊社で全て対応させていただきますので、その旨ご連絡をお願い致します。早期の入金をご希望のお客様はご自身で申請されることをお勧めします。

※申請代行手数料といたしまして、助成金等金額の10%を頂戴いたします。

### ◆事業復活支援金

<https://jigyuu-fukkatsu.go.jp/>

新型コロナウイルス感染症により、大きな影響を受ける中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主に対して、事業規模に応じた給付金を支給します。

なお、給付要件等は、引き続き検討・具体化しており、変更になる可能性がございます。

対象者：①新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者が対象となり得る

②2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が、2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

給付額：基準期間の売上高－対象月の売上高×5

給付上限額				
売上高減少率	個人事業者	法人		
		年間売上高※ 1億円以下	年間売上高※ 1億円超～5億円	年間売上高※ 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※基準月(2018年11月～2021年3月の間で売上高の比較に用いた月)を含む事業年度の年間売上高

1

申請期間：2022年1月31日(月)～5月31日(火)※申請受付は1月31日(月)15時以降より開始予定



アークグロー・パートナーズ  
税理士法人

Arc Grow Partners Tax Accountant Corporation

アークグロー・パートナーズ税理士法人

【本社】

滋賀県守山市焔魔堂町121番1

TEL 077-598-0473 FAX 077-598-0474

【東近江市】

滋賀県東近江市八日市東浜町5番39号

TEL 0748-23-1039 FAX 0748-23-6717